建設工事の中間前金払制度に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　中間前金払とはどのようなものですか？

Ａ１　現在、請負代金額が２５０万円以上の建設工事においては、契約当初に請負代金額の４０％以内の前払金の支払を行っておりますが、工事の半ばで請負代金額の２０％以内の前払金をさらに追加して支払うことができる制度です。

Ｑ２　中間前金払の対象となる工事は？

Ａ２　岩見沢市における中間前金払の対象は、契約当初に支払う前払金と同様に、請負代金額が２５０万円以上の建設工事です。ただし、契約当初に支払う前払金においては工期の要件はありませんが、中間前金払においては工期が９０日以上の要件があります。

Ｑ３　中間前金払の支払要件は？

Ａ３　次の要件をすべて満たしている場合に支払うことができます。

①　当初の前払金の支払を受けていること。

②　工期の2分の１を経過していること。

③　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

④　既に行われた作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当していること。

Ｑ４　現場における出来高検査は必要ですか？

Ａ４　部分払と違い現場における出来高検査は必要ありません。書類審査のみで支払が可能です。

Ｑ５　上記の「Ａ４」における書類審査では、どのような書類が必要ですか？

Ａ５　以下のとおりです。

①　受注者が、中間前金払認定請求書（様式第２号）に工事履行報告書（様式第３号）、工事工程表を添えて工事監督員へ提出します。

②　書類審査後、中間前金払が認定となる場合は、契約検査管理課より認定書を受注者へ交付します。

③　受注者は、②で交付を受けた認定書を添えて、保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

④　受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。

⑤　受注者は、保証事業会社から発行された保証証書を添えて、中間前払金支払請求書（様式第４号）を契約検査管理課へ提出し、支払の請求をします。

Ｑ６　中間前金払の申請から認定までや請求から支払までの期間に定めはありますか？

Ａ６　中間前金払認定請求書（様式第２号）が提出されたときは、上記「Ａ３」の要件を満たしているか否かを原則７日以内（工事規模や繁忙期等の事情により認定に時間を要する場合があります。）に調査し、その結果を受注者へ通知いたします。

また、中間前払金の請求があった場合も、請求を受けた日から１４日以内に支払います。

Ｑ７　請負契約が変更（増額・減額）となった場合、中間前払金はどのようになりますか？

Ａ７　中間前払金の割合は、「請負代金額の２０％以内で、かつ、当初の前払金との合計が請負代金額の６０％を超えることはできない」こととされています。次の具体例を参考にしてください。

①　変更契約により、請負代金額が【増額】となった場合

「変更後の請負代金額×６０％－受領済みの前払金（Ａ）＞変更後の請負代金額×２０％（Ｂ）」となるので、「変更後の請負代金額×２０％」が中間前払金となります。

例）請負代金額10,000,000円、増額変更5,000,000円、前払金4,000,000円の場合

変更後の請負代金額：10,000,000円＋5,000,000円＝15,000,000円

変更後の請負代金額×６０％：15,000,000円×0.6＝9,000,000円

変更後の請負代金額×６０％－受領済みの前払金：

9,000,000円－4,000,000円＝5,000,000円（Ａ）

変更後の請負代金額×２０％：15,000,000円×0.2＝3,000,000円（Ｂ）

（Ａ）5,000,000円＞（Ｂ）3,000,000円・・・中間前払金請求可能額3,000,000円

②変更契約により、請負代金額が【減額】となった場合

「変更後の請負代金額×６０％－受領済みの前払金（Ａ）＜変更後の請負代金額×２０％（Ｂ）」となるので、「変更後の請負代金額×６０％－受領済みの前払金」が中間前払金となります。

例）請負代金額10,000,000円、減額変更2,000,000円、前払金4,000,000円の場合

変更後の請負代金額：10,000,000円－2,000,000円＝8,000,000円

変更後の請負代金額×６０％：8,000,000円×0.6＝4,800,000円

変更後の請負代金額×６０％－受領済みの前払金：

4,800,000円－4,000,000円＝800,000円（Ａ）

変更後の請負代金額×２０％：8,000,000円×0.2＝1,600,000円（Ｂ）

（Ａ）800,000円＜（Ｂ）1,600,000円・・・中間前払金請求可能額800,000円

Ｑ８　契約当初の工程表に比べて作業が遅れている（実際の工事出来高が予定出来高を下回っている）が、中間前金払は請求できますか？

Ａ８　上記「Ａ３」の要件をすべて満たしていれば（予定出来高の消化状況に関係なく）、請求することができます。

Ｑ９　当初契約時の請負代金額が２５０万円未満であった工事が、増額の変更契約により請負代金額が２５０万円以上となった場合、その取り扱いはどうなりますか？

Ａ９　当初契約時の請負代金額が２５０万円未満であった工事については、その後に増額の変更契約によって請負代金額が２５０万円以上となっても、中間前払金の対象としません。

逆に、当初契約時の請負代金額が２５０万円以上であった工事については、その後に減額の変更契約によって請負代金額が２５０万円未満になった場合でも、中間前金払の対象とします。

Ｑ１０　変更契約により工期が延長となった場合、上記「Ａ３」の要件にある「工期の２分の１」はどうなりますか？

Ａ１０　変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の１とします。

Ｑ１１　「部分払」との関係はどうなりますか？

Ａ１１　部分払が認められている工事のみ選択制とし、契約締結時に中間前金払又は部分払の選択に係る届出書（様式第１号）により受注者に選択してもらいます。選択後は、変更できません。

また、部分払が認められていない工事については、中間前金払のみ適用となります。

中間前金払と部分払の併用はできません。ただし、債務負担行為等の２年以上にわたる契約においては各会計年度の年割額の範囲内で、当該会計年度末の出来高部分に応じて部分払をすることができます。

案件ごとに入札の告示等において、支払条件を明示しますので、ご確認ください。

例１）入札の告示の記載：「前金払　有、中間前金払　有、部分払　無」の場合

※中間前金払　有で、部分払　無の場合は、

　中間前金払のみの適用となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 支　払 |
| 前　金　払 | ○ |
| 中間前金払 | ○ |
| 部　分　払 | × |

例２）入札の告示の記載：「前金払　有、中間前金払　有、部分払　有」の場合

※中間前金払　有で、部分払　有の場合は、

　受注者による選択となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 支　払 |
| 前　金　払 | ○ |
| 中間前金払 | △ |
| 部　分　払 | △ |

Ｑ１２　債務負担行為や継続費など２年以上にわたる契約の場合、中間前金払の取り扱いはどうなりますか？

Ａ１２　債務負担行為や継続費など2年以上にわたる契約においては、各年度の年度割に対して（年割額の２０％）するものとします。

なお、契約当初に支払う前金払についても同様に、各年度の年割額に対して（年度割の４０％）するものとします。

次の具体例を参考にしてください。

例）請負代金額１億円、１年目の年割額6,000万円、２年目の年割額4,000万円の場合

１年目の前払金額：60,000,000円（年割額）×0.4＝24,000,000円

１年目の中間前払金額：60,000,000円（年割額）×0.2＝12,000,000円

２年目の前払金額：40,000,000円（年割額）×0.4＝16,000,000円

２年目の中間前払金額：40,000,000円（年割額）×0.2＝8,000,000円

※下記のように取り扱うことがありませんので、ご注意ください。

例）請負代金額１億円、１年目の年割額6,000万円、２年目の年割額4,000万円の場合

１年目の前払金額：100,000,000円（請負代金額）×0.4＝40,000,000円

１年目の中間前払金額：100,000,000円（請負代金額）×0.2＝20,000,000円

２年目の前払金額：なし

２年目の中間前払金額：なし